

スアラ

加
所
難
辨

十二年四月七日

御前議事式公文上奏式及施行順序ヲ定ム附公文同議
手續

御前議事式

一凡ソ内閣ニ親臨シ又ハ宮中ニ於テ大臣參議ヲ召シテ
事ヲ議セシメ裁ヲ得ル者ハ大臣旨ヲ受ケ退テ案ヲ作ラシム
一凡ソ事ノ中ヨリ出ル者ハ大臣旨ヲ受ケ案ヲ作ラシム

公文上奏式及施行順序

第一項 詔勅

詔勅ハ大臣旨ヲ受ケ内閣書記官ニ付シテ案ヲ造
ラシメ大臣參議之ヲ勘査シ覆奏シテ裁可ヲ乞ヒ
可字御印ヲ親鈐シ大臣以下ニ付シ例ニ依テ施行
セシム

四十四

大
政
類
聚

六部
政
類
別

覆奏式

右 詔書謹テ施行ヲ請

年月日

太政大臣

可印

右大臣

参議

第二項 奏事

凡奏事ハ分テ三類トナス第一内閣ノ議定ヲ經ル者ハ上奏シテ裁可ヲ仰クヘシ第二恒例アル者及小事ニシテ内閣ノ議定ヲ要セサル者ハ大臣ヨリ直ニ之ヲ奏聞ス

第三奏請ノ外報告ノ類ハ御覽ニ供スルニ止ル者トス

第一類 奏事

某院省使或ハ卿長官上申某々ノ事

右謹テ裁可ヲ請フ

年月日

太政大臣

可印

右大臣

参議

事ノ一類ニ属スヘキ者ハ法律ノ制定及改正官省稅率與廢國債及償却法貨幣鑄造楮幣增減大工作委任官位特赦國郡經界更正等

第二類 奏事

某院省使若クハ某卿長官上申某々ノ事

右謹テ奏ス

年月日

太政大臣

大政類

方好
政
典

聞印

右大臣

第三類奏事

某院省使若クハ卿長官上申某々ノ事

同

某々ノ事

右謹テ御覽ヲ仰ク

年月日

太政大臣

覽印

右大臣

奏請ノ外報告ノ類上覽ニ供フル者内閣書記官ヨ
リ宮内卿ニ由テ上呈スルヲアルヘシ

公文回議手續

一凡公文ハ内閣書記官之レヲ受ケ參議ノ議定ヲ要
スル者ト否ラサル者トヲ區分シ其議定ヲ要スル者
ハ先ツ之ヲ回議ニ付シ捺印了リ異議ナキ者ハ上奏
ノ案ヲ附シ大臣ニ呈ス其異議アル者ハ其旨ヲ申シ參議ノ
會議ヲ要シ議定スルヲ例トス

回議書式

大臣

書記官

某省院使府縣上申某ノ事

法制
調査
何々

局 勸查進呈ス因テ回

議ニ供ス

參議

(右内閣書記官何濟)

局

大政願也